

社会福祉法人人間東部福祉会

身体的拘束等適正化のための指針

1. 身体拘束廃止に関する理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。

当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(根拠法令等)

(1) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束することは障害者虐待に該当する行為となります。

(2) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準

障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならず、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録、保管します。

2. 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体拘束を行わない支援の提供をすることが原則ではありますが、例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合、必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

切迫性	利用者本人又は、他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高い場合
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がない場合
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

3. 身体的拘束禁止の規定

「障害者福祉法人・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

(1) 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。

- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

4. 身体的拘束適正化検討委員会その他法人内の組織に関する事項

- (1) 身体的拘束適正化検討委員会を設置し、年1回以上開催する。
- (2) 身体的拘束適正化検討委員会は、施設長、サービス管理責任者、虐待防止責任者、支援員等で構成する。また、必要に応じて、専門医等の助言を仰ぐものとする。
- (3) 身体的拘束適正化検討委員会の構成メンバーは、以下のとおりとする。
 - ・委員長・・・施設長
 - ・副委員長・・・サービス管理責任者又は支援係長、主任支援員
 - ・委員・・・支援員等
- (4) 身体的拘束適正化検討委員会では、以下の項目を検討・決定します。
 - ① 発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかの確認
 - ② 虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる
 - ③ 日常的支援を見直し、利用者に対して人として尊厳のある支援が行われているかの検討
- (5) 身体的拘束適正化検討委員会の結果は、議事録回覧などして周知徹底する。

5. 身体拘束等の適正化のための職員研修

支援に携わる全ての従業者に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行を図り、職員教育を行います。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

6. 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

やむを得ず身体拘束を行う場合、本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

(1) 記録、集計、分析、評価

ケース記録等を用いて、その態様及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかった理由などを記録し報告します。身体拘束適正化委員会において、報告された事例を集計し発生時の状況等分析します。発生原因、結果等を取りまとめ当該事例の適正化と適正化策を検討します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討、評価します。

報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底します。記録は保存します。

(2) カンファレンスの実施

緊急性または切迫性によりやむを得ない状況になった場合、身体拘束適正委員会を中心として担当者が集まり、身体拘束を行うことを判断する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて確認します。また協力病院の医師との連携においては、書面等使用して情報共有し、必要時診察を実施します。

拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う判断をした場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討します。本人・家族に対する同意書を作成します。

早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行います。

(3) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と締結した内容と方向性及び利用者の状態把握等を確認説明し、同意を得た上で実施します。

(4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。

7. 身体拘束適正に向けた各職種の責務および役割

身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チーム支援を行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

8. その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくために、法人サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共有認識をもち、拘束をなくしていくように取り組みます。

(1) マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束を実施していないか

(2) 障がい者であるということで安易に身体拘束を実施していないか

(3) 高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我をするという先入観だけで安易に身体拘束を実施していないか

(4) サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の施策、手段はないのか。

9. 指針閲覧について

当法人での身体的拘束等適正化のための指針は求めに応じていつでも法人内にて閲覧できるようにすると共に、当法人のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧をできるようにします。

以上

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・支援方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為（部位・内容）〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

西暦 年 月 日

法人名 代表者

印

記録者

印

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

西暦 年 月 日

氏名

印

（続柄 ）

